

寒河江市生産調整システム
導入業務仕様書

寒河江市農業再生協議会

1. 目的

農家及び農地データ管理の正確性及び安全性の確保と、米需給調整並びに経営所得安定対策に係る業務の効率化を図ることを目的に、寒河江市農業再生協議会（以下「発注者」という。）では、米の需給調整と経営所得安定対策に係る手続きを行うための生産調整システムを導入する。

2. 業務の範囲

受注者が履行すべき業務範囲は、以下のとおりとする。

- 1) 「別紙・水田台帳システム等要求仕様書」に示すシステムの構築またはパッケージの提供を行う。尚、提供に先立ち、システムが「発注者」の要求事項を満たしているかの確認作業を行い、結果を報告する。
- 2) 参考見積金額の提示とあわせ、付随するソフトウェアの推奨環境について、「ソフトウェア構成仕様書」を提出するものとする。
- 3) 「発注者」が準備したハードウェア上にシステム環境を構築する。また、クライアントの設置ならびにネットワーク環境の設定を行い、システム運用環境を構築する。
- 4) 既存システムのデータを新システム上に移行し、移行したデータが正常に動作することを確認する。その結果、問題が発生した場合は、原因の究明を行い、原因が移行前データに起因するものでない場合は、速やかに問題の解決を行い、原因の報告を行うこと。
- 5) 新システムに移行するデータは令和9年度向けデータとし、新システムが稼働する日において、既存システムで管理しているすべてのデータとする。

① データ数（令和8年度データ）

区分	データ数	備考
農家データ	3, 098件	令和8年8月28日現在
農地データ	15, 577筆	令和8年8月28日現在

- 6) システム導入後においては、安定してシステムを運用させるために、運用保守に関わるサポートを実施し、問題が発生した場合には速やかに対応する。
- 7) データの破損や不慮の事故に備えてバックアップを定期的実施する。バックアップについては、自動で行えるものとし、世代管理ができるものとする。バックアップの媒体は取り外しが可能なものとし、災害が発生しても容易に取り外し、持ち出しが可能なものとする。

8) セキュリティについては、非常に重要な位置づけのものであり、盗難や漏洩のないことはもちろん、データやシステムに影響を及ぼすコンピューターウイルスに対しても必要な対策を実施するものとする。

9) 操作研修については、「受注者」が用意した操作マニュアルを利用して、本稼働前に実施する。また、研修で使用するテストデータについては、移行が完了した本番データとするが、研修が終了した時点において、「受注者」が、研修前の状態に戻すこととする。

3. 期間について

以下の要件に従い、確実に実施するものとする。

1) システム導入期間

契約の日から、令和9年1月31日とする。

2) 運用保守期間

令和9年4月1日から、令和10年3月31日とする。

契約は、予算成立後に単年ごとに更新するものとする。

※令和9年2月1日から令和9年3月31日まではプレ稼働期間とする。

4. システム導入について

1) 導入物件

- ① 実施計画書（実施体制表、工程表を含む）：書面及び電子データ
- ② 生産調整システム一式（システム及び運用に必要なアプリケーション、ミドルウェア等）
メインクライアント：1台
- ③ ソフトウェア一式（サーバー、クライアント、及びネットワーク機器を含む周辺機器等）
に係る構成仕様書：書面
- ④ 操作マニュアル：書面2部及び電子データ
- ⑤ 打合せ議事録：書面

2) 導入場所

寒河江市農林課農業振興係

メインクライアント：1台

3) システム構築について

本システムの導入にあたって、システムの開発及びシステムのカスタマイズが必要な場合は、以下の要領に従い開発及びカスタマイズ作業を実施する。尚、「発注者」の要求事項が確実に反映されることを確認するため、プログラムの制作またはカスタマイズ作業の前に設計書を「発注者」に提示し、承認を得るものとする。

①管理責任者の選任

「受注者」は、開発業務全体を管理する担当者（開発管理者）と責任者（開発責任者）を選任し、品質の維持管理に努める。また、制作メンバー及びネットワーク技術者を含めた体制表を「発注者」に提出する。

②スケジュール管理

「受注者」は、実施計画書として納入する工程表とは別に、開発及びカスタマイズ作業の進捗を管理するスケジュール表を作成し、「発注者」に対し定期的に進捗の報告を実施する。

③設計作業

「発注者」の要求事項を、システム設計書またはカスタマイズ設計書として取りまとめ、「発注者」の承認を得ること。また、完成した設計書は、納品物件とする。

④開発環境

システムの開発並びにカスタマイズを行う環境は「受注者」が用意し、また、必要な資源においても「受注者」の保有する資源を利用すること。尚、作業場所については「受注者」の事業所または「受注者」の用意した事務所とする。

⑤仕様打合せ

仕様の打合せには、開発責任者が必ず立ち会うものとし、打ち合わせ日程や場所については、「発注者」と調整して決定すること。また、打ち合わせ内容については、議事録を作成して「発注者」の承認を得ること。

⑥法令改正等への対応

本業務は、経営所得安定対策等の制度に対応した業務であり、導入するシステムについても制度に対応していなければならない。よって、納品前に制度改正等が発生した場合には、制度改正内容に対応したシステムを納品すること。

⑦システムの導入について

システムを導入するにあたっては、実施計画に記載された体制において、同工程表に従って実施するものとする。尚、体制や工程表の見直しが必要となった場合は、速やかに「発注者」と調整の上、改訂版の提出を行う。また、外部に工事の委託等が発生する場合は、「発注者」の了承のもと、「受注者」が全ての調整を行うこととする。

⑧拡張機能について

将来的に導入を検討する拡張機能（地図情報システムの取り込み、現地調査用タブレットとの連動、現地調査用人工衛星作物解析等）を有しているシステムとすること。

5. システムの保守について

本稼働後に発生するシステムの保守については、本業務の調達範囲で実施することとする。

- ① 「発注者」からのシステムに関する問い合わせについて、速やかな対応を行う。尚、回答は、統一的な書式を用いた書面によって実施すること。
- ② システムの故障・障害に対しては、「発注者」からの要請に基づき、迅速に復旧対応を実施する。
また、現地訪問保守については、障害発生時から24時間以内に行うこと。ただし、「発注者」が認めた場合はこの限りではない。実施した障害の対応については、内容、原因、対応結果、担当者等記述した、統一的な書式を用いた書面によって報告を行うこと。
- ③ 制度改正によるシステム改修や、利用面・運用面から考慮された標準システムのレベルアップについても、業務の範囲として実施すること。尚、実施する内容に対しては、「発注者」に書面にて連絡の上、適応日時等の調整を行うこと。
- ④ 障害対応、システム改修、レベルアップにおいて、利用方法や運用方法に差異が生じた場合は、対応するマニュアルの改訂を実施すること。
- ⑤ コンピューターウィルス対策については、対策ソフトの導入とライセンスの更新を本業務の範疇とし、必要に応じてバージョンアップを実施すること。
- ⑥ 対応した保守作業については、障害対応、問合せ対応、システム改修、レベルアップ作業の区分が分かるように報告書（台帳）を作成し、年に1回報告すること。尚、保守作業の都度提出した書面については、再提出の必要はない。

6. 特記事項

本業務は、農家の個人情報扱う業務であり、導入作業及び保守作業を行うにあたっては、セキュリティ対策を十分に講じること。尚、「受注者」は、プライバシーマークの認証を保有し、セキュリティ対策が十分に行える体制を整えること。

7. 見積内容

1) システム導入費用

システム開発費用またはパッケージ費用、オプション製品及びシステムカスタマイズ費用、データ移行費用・システム動作環境設定費用・ネットワーク設定費用等の導入費用とする。

2) 生産調整システム運用に必要なソフトウェア費用

生産調整システム運用に必要なミドルウェアやランタイム、その他生産調整システム運用に必要なソフトウェア等の費用とする。

3) 維持管理費用

本システムを運用するために必要な、システム運用・保守費用とする。

4) その他の費用

上記に含まれない費用項目がある場合は、その費用を見積もること。

8. その他の事項

本仕様書の記載にない事項については、別途「発注者」「受注者」協議の上、決定する。

以上